

山梨県公報

第二千二百二十九号

平成二十四年

五月二十一日

月 曜 日

目 次

貸付金の元利償還金の徴収事務の委託	二九七
保安林の指定施業要件の変更予定(二件)	二九七
換地計画の決定	二九八
土地改良事業の施行同意	二九八
公 告	
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	二九八
随意契約の相手方の決定について	二九八
大規模小売店舗を設置する者の変更の届出	二九九
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出	二九九
大規模小売店舗の名称の変更の届出	三〇〇
県営土地改良事業の計画変更に伴う公告	三〇〇
開発行為に関する工事の完了について	三〇〇

告 示

山梨県告示第百八十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり貸付金の元利償還金の徴収事務を委託した。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 委託の相手方

甲府市北新一丁目二番十二号 社会福祉法人山梨県社会福祉協議会

二 委託に係る貸付金の元利償還金

山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付事業に係る貸

付金の元利償還金

三 委託の期間

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

山梨県告示第百九十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲府市・北杜市・甲斐市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

甲斐市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、甲斐市(次の図に示す部分に

限る。)

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

甲斐市(国有林)。次の図に示す部分に限る。)、甲斐市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(明野地区梅之木工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十四年五月二十二日から同年六月十八日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申立期間

平成二十四年六月十九日から同年七月三日まで

山梨県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成二十四年三月二十九日に土地改良事業(上下条地区基盤整備促進事業)の施行について同意した。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十四年五月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨家並保存会

2 代表者の氏名 石川重人

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲州市塩山上於曾千九百九十番地

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民及びここを訪れる人々に対して、山梨らしい歴史的な景観の保全に関する事業を行い、人々がここにしかない美しい町の原風景に気づき、誇りを持って守り育てていく文化を興すことに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年五月十一日から同年七月十日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県税務システム運用維持管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県総務部税務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額

一億七十九万三千七百円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

● 大規模小売店舗を設置する者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年九月二十一日まで縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 石橋伸康

代表取締役 藤田勝幸

2 住所

山梨県公報 第二千二百二十九号 平成二十四年五月二十一日

東京都台東区上野七丁目十四番四号
二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 昭和町常永複合施設

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理事業九十五街区一画地外

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の代表者の氏名	変更後の住所
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名	大和情報サービス株式会社	代表取締役 石橋伸康 代表取締役 藤田勝幸	東京都台東区上野七丁目十四番四号

3 変更の年月日

平成二十四年四月二日

三 届出年月日

平成二十四年四月十一日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年九月二十一日まで縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横内正明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 石橋伸康

代表取締役 藤田勝幸

2 住所

東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 昭和町常永複合施設

(二)所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理事業九十五街区二画地外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入口の数	五箇所 届出の図面のとおり	四箇所 届出の図面のとおり

3 変更する年月日

平成二十四年四月十九日

三 届出年月日

平成二十四年四月十二日

● 大規模小売店舗の名称の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年九月二十一日まで縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社 代表取締役 石橋伸康

代表取締役 藤田勝幸

2 住所

東京都台東区上野七丁目十四番四号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 アクロスガーデン甲府昭和

(二) 所在地 山梨県中巨摩郡昭和町常永土地区画整理事業九十五街区二画地外
2 変更した事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	昭和町常永複合施設	アクロスガーデン甲府昭和

3 変更の年月日

平成二十四年四月十九日

三 届出年月日

平成二十四年四月二十五日

● 県営土地改良事業の計画変更に伴つ公告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（畑地帯総合整備事業（担い手支援型）中条地区）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の概要

二 縦覧期間

平成二十四年五月二十一日から同年六月十五日まで

三 縦覧場所

韮崎市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十四年五月二十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
都留市四日市場字小倉二二八の二、二二八の三の一部、二二九、一三二の一、一三三の一、一三三の四、一三三の五、一三四、水及び道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区丸の内一丁目五番一号 三菱UFJリース株式会社 代表取締役
村田 隆一

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番